

環境にやさしい農林漁業に取り組む

# みどり認定

の募集を開始します！



県では、令和5年度から「みどりの食料システム法（以下、「法」という。）」に基づき、県内農林漁業者が行う環境負荷低減事業活動の実施計画を認定（以下、「みどり認定」という。）しており、これまで25名を認定しました。

「みどり認定」された農林漁業者は、国庫補助金の採択で優遇されるなど、様々な優遇措置を利用できます。この度、**今年度、第1回目の募集を開始します**ので、お知らせします。

## 1. 応募期間（県への締め切り）

令和6年9月13日（金）まで

## 2. 応募方法

香川県HP（下記URL・QRコード）に掲載の「香川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領」をご確認のうえ、別記様式第1号（環境負荷低減事業活動実施計画）に必要事項を記入し、居住する（法人の場合は主たる事務所が所在する）市町（農業関係課）へ、ご提出ください。なお計画書の作成にあたってご不明な点がありましたら、農政課又はお近くの農業改良普及センターにお問い合わせ下さい。

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/nouki/midori\\_syokuryou/midori\\_kihonkeikaku.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/nouki/midori_syokuryou/midori_kihonkeikaku.html)

## 3. みどり認定の概要

### (1) 募集の対象

県内の農林漁業者（個人及び団体含む）

### (2) 応募の要件

農林漁業者が、以下の環境負荷低減事業活動を記載した実施計画を提出すること

- ・農林漁業者が行う事業活動であること
- ・環境への負荷の低減を図るために行う法第2条第4項各号のいずれかに掲げる事業活動であること
  - ① 土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
  - ② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
  - ③ 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動
- ・農林漁業の持続性の確保に資するものであること



## 4. 認定証の授与式

(1) 日時：令和6年10月頃

(2) 場所：香川県庁



(参考) 昨年度の授与式